

がん患者のための医療用ウィッグや胸部補整具等の購入等費用助成のご案内



館山市では、がん患者の皆様の精神的・経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続や社会参加を応援することを目的に、医療用ウィッグや胸部補整具等の購入・レンタル費用の一部を助成します。

● 助成の対象となる方

- 申請日時時点で、館山市に居住し、かつ住民登録のある方。
- がんと診断され、治療を受けたことにより、脱毛や乳房の切除等により、医療用補整具等を購入またはレンタルした方。
- 館山市または他の市町村が実施する同様の助成を受けていない方。

● 助成対象となる医療用補整具と助成の上限額

ウィッグ

【助成額】
上限 3 万円

- ウィッグ（毛付き帽子も含む）
- 装着時に皮膚を保護するためのネットやインナーキャップ
- 対象外 ☒ ● スタンド、ブラシなどの付属品 ● クリーナー、リンスなどのケア用品

胸部補整具

【助成額】
上限 2 万円

- 補整下着 ● 補整用シリコンパッド
- 人工ニップル ● 人工乳房（直接肌に張り付けて使用するもの）
- 対象外 ☒ ● 弾性着衣 ● 胸帯

エピテーゼ

【助成額】
上限 2 万円

- 乳房、乳頭、鼻、耳等
- 対象外 ☒ ● 再建術等によって体内に埋め込まれたもの

注意点

- ・ 申請は、対象者 1 人につき上記区分ごと各 1 回限りです（同区分の複数購入は 1 回にまとめて申請してください）。
- ・ 修理費、送料、手数料は対象外です。
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日以降に購入・レンタルしたものが対象です。

申請期限

購入またはレンタルした日の翌日から 1 年以内

● 申請方法・助成金支給までの流れ

1. 購入またはレンタル

領収書には、下記の項目の記載が必要です。原本を提出してください。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| ① 申請者氏名（フルネーム） | ④ 購入又はレンタル品名 |
| ② 購入又はレンタル日 | （医療用ウィッグや補整具など助成対象品であることがわかる記載が必要） |
| ③ 金額 | ⑤ 領収書発行者の名称、住所及び押印 |

注意点

- ・ 送料等を含めた金額や品代と記載されている場合は、詳細な内訳が書かれた明細書を添付してください。
- ・ インターネットなどで購入した場合など、領収書がない場合は、購入店に領収書の発行を依頼してください。それが難しい場合、領収書に代わるものとして、支払いをした事がわかるものと、必要な記載事項すべてが確認できる書類を提出してください。（例：クレジットカードの利用明細と納品明細など）

裏面に続く ▶▶

2. 申請手続き

下記の必要書類を館山市健康課まで郵送又は持参して提出してください。

●がん患者医療用補整具購入費等助成金交付申請書兼交付請求書

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●申請者本人確認書類（写し）

マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証（両面）など

●がん治療を証明する書類（写し）

がんの診断や治療内容、抗がん剤治療等に伴う脱毛、外科的治療等による乳房等切除又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類

書類の例

がん治療に関する説明書、治療方針計画書、入院診療計画書など

※発行した医療機関の名称又は医師の氏名、治療を受けた方の氏名の記載があること

●購入・レンタルしたことがわかる書類

領収書の原本、明細書や契約書の写し

●振込口座が確認できる書類

申請者名義の振込先金融機関の口座番号が確認できるものの写し（通帳又はキャッシュカード）

3. 審査・交付決定の通知・助成金の支給

申請内容の審査終了後、申請者へ「交付決定及び額確定通知書」を送付し、指定された口座に助成金を振り込みます。申請から助成決定、振込まで2か月程度かかります。

よくある質問

Q ウィッグは医療用のものが助成対象ですか？

A 医療用でなくても助成対象です。

Q 2年前にがんで乳房の切除を行ったが、これまで胸部補整具を購入したことはなかった。これから購入しても申請できますか？

A 手術をした日は関係ありません。乳房切除した時の書類が残っており、胸部補整具を購入した日が令和8年4月1日以降で、申請の1年以内であれば申請可能です。

Q 支払いにポイントを使用していますが、助成対象になりますか？

A ポイントを支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、対象外となります。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額が対象となります。

Q 部分用ウィッグは助成対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 対象者本人（がん患者など）が申請しなければいけないでしょうか？

A 原則、対象者本人が申請してください。対象者が未成年の場合は保護者が申請してください。本人が申請できない場合は、事前にご相談ください。

Q 申請にあたり、診断書をもらった方がよいですか？

A 診断書を改めてもらう必要はありません。治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳等の現状を確認できる書類の提出をお願いします。ウィッグの場合は抗がん剤など脱毛の副作用のある薬剤名がわかる書類、胸部補整具の場合は手術の内容（乳房切除術や乳房温存術等）がわかる書類が必要になります。

お問合せ先

館山市健康課

☎23-3113

【メール】 kenkouka@city.tateyama.chiba.jp

館山市北条 740-1(館山市コミュニティセンター 2階)